

秋田県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

秋田県規則第三十五号

秋田県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年秋田県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第二項第二号中「看護師」を「看護職員（保健師、助産師、看護師、又は准看護師をいう。以下第五十一条において同じ。）」に改める。

第五十一条第三項中「看護師」を「看護職員」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。